

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 11 月 15 日

石狩市長 田 岡 克 介

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
浜益地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 10 月 31 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
個人 30 経営体
法人 1 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - ・ 農業をリタイア経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - ・ 担い手の分散錯圃を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・ 土地利用型農業については、水稲を中心とした水稲＋花き、水稲＋肉牛＋畑作、水稲＋肉牛水稲＋野菜、水稲＋養豚等の経営を行い、離農や規模縮小する農家を借受けたり耕作放棄地を解消することで、それぞれ 15ha～20ha 程度の経営規模を目指す
 - ・ 果樹については、観光農園を基本に加工販売を展開していき 6 次産業化の発展を目指す

以上